

令和2年5月27日

保護者の皆様

文京区立大塚小学校

校長 田村 純子

## 学校再開に向けた予防対策について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、4月に文京区教育委員会の方針に基づき、学校における予防対策をお示ししましたが、今回の学校再開にあたり、改めてお示しいたします。新しく加えた項目もありますので、お読みいただき、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 感染症予防策の徹底

- (1) 手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ、ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）を励行するように指導します。  
※児童がマスクを着用して登校できるよう、できる限り、購入したり作成したりしてご準備ください。
- (2) **毎朝、自宅で必ず検温し**、発熱や風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するようお願いいたします。配布しました「けんこうかんさつカード」に保護者の方が毎日記入し、登校する際には必ず持たせてください。
- (3) 区より、赤外線サーモグラフィによる体温測定器が導入され、本校玄関にも設置されます。登校時、発熱が認められた場合には、ご家庭へご連絡します。
- (4) 1学期は、集団登校を中止とします。（交通安全には十分配慮をお願いします。）
- (5) 教室のドアや窓を開放するなど、換気を十分に行います。
- (6) **冷水器の使用を一時中止します。ご家庭より水筒を持たせてください。（詳細は「[水筒持参のお知らせ](#)」をご参照ください。）**

#### 2 教育活動上の対応

- (1) 学校全体への感染症拡大防止のため、学年を越えた活動は最小限にとどめます。全校朝会や各種集会は、放送設備等を活用し、各教室で実施します。ただし、十分な換気及び児童の間隔の確保が可能な場合は、教室以外の場所で実施することもあります。
- (2) 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、グループや少人数による話し合い・学び合いなどの活動は必要最低限にとどめます。やむを得ず、児童の会話や発声などが必要な場合は、十分な換気及び児童間の間隔を確保した上で、マスク又は代用品（ハンカチ、手拭いなど）を使用した上で行います。
- (3) 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導（調理実習・歌唱指導等）について

は、当分の間実施を控え、年間指導計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行います。

- (4) 給食の配食を行う児童は、体調不良の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手洗いを十分に果たしたか等、給食当番活動が可能であることを確認し、適切でないと認められる場合は給食当番を交代するなどの対応を取ります。また、配膳の際は、配膳の過程を簡略化したり、献立の工夫をしたりするとともに、児童が間隔を空けて並ぶなどの工夫もします。児童が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせます。
- (5) 下校の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないように指導します。
- (6) 委員会活動（4，5，6年）及びクラブ活動（4，5，6年）は、活動内容を精選し、短時間又は少ない回数で行います。
- (7) 学校行事等の中止・延期は、別紙にてご連絡いたします。
- (8) 児童下校後、担任や専科教諭が、教室や特別教室内や、廊下の水道などを次亜塩素酸を希釈したものを使用し消毒いたします。また、トイレや階段の手すりなどは主事が随時消毒いたします。
- (9) 椅子の背もたれ消毒を徹底するため、当分の間、防災ヘルメットカバーは使用しません。各ご家庭で保管をお願いします。カバーを使用しない間は、ヘルメットは机の中、または机横にかけるなど、有事の際にはすぐに使用できるようにいたします。

### 3 児童の登校の判断

- (1) 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、出席しなくてもよいと認める日（出席停止・忌引等の日数）として扱います。
- (2) 国や地域を問わず、海外から帰国した児童については、帰国後2週間は外出を控え、自宅に滞在するようお願いいたします。

### 4 感染者が出た場合

#### (1) 児童の場合

- ア 児童が感染した場合には、速やかに学校にお知らせください。
- イ 当該児童について、治癒するまでの間を出席停止とします。
- ウ 文京区教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行います。ただし、衛生主管部局と相談の上、総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無や規模及び期間について、別途判断する場合があります。

#### (2) 教職員の場合

- ア 当該教職員については、治癒するまでの間、休ませます。
- イ 4（1）ウと同様。

### 5 学校が濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

#### (1) 児童の場合

- ア 児童の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童が濃厚接触者である旨を把握した場合

には、速やかに学校にお知らせください。

イ 校長は、保護者や児童から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童に対して出席停止の措置をします。この場合、原則として臨時休業は実施しませんが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合があります。

## (2) 教職員の場合

ア 校長は、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませます。

## 6 区内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合があります。

## 7 お願い

○学校で発熱や風邪の症状などを確認した場合には、ご家庭に連絡しますので、お迎えをお願いいたします。そのため、日中の保護者の方の居場所・連絡先を明確にお子さんにお伝えください。お迎えを待つ間は、念のため他の児童の保健室使用は中止となりますので、速やかなお迎えのご協力をお願いいたします。また、発熱で早退した場合には、帰宅後解熱しても、翌日は家庭で様子を見ていただきますようお願いいたします。

○児童の中には、感染についての不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えていることも考えられます。担任や養護教諭を中心として、きめ細やかな健康観察を実施するとともに、スクールカウンセラーによる支援や相談を実施いたします。気になることがあります際には、どうぞご連絡ください。